

産業廃棄物処分業許可証

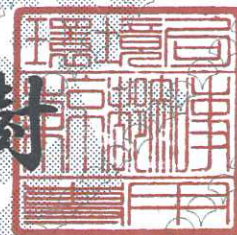
住所 東京都江戸川区松江六丁目3番14号

氏名 株式会社伸光
代表取締役 尾身 治彦

第14条第6項 第14条の2第1項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

猪瀬 直樹



許可の年月日 平成21年12月17日

許可の有効年月日 平成26年12月16日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分：処分(中間処理)
- (2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類
 - 破碎：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (以上7種類)
 - 圧縮梱包：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず (以上6種類)

2 事業の用に供する施設 (詳細は裏面のとおりに)
住所：東京都江戸川区松江六丁目3番14号

3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として8時から17時までとする。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成11年12月17日	新規許可
平成21年12月17日	更新許可 第2回
平成25年 2月 4日	変更届 (施設所在地の変更)
平成25年 6月 7日	変更許可 (処理方法の追加)

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面に続く)



(裏面)

2 事業の用に供する施設

(1) 施設所在地：東京都江戸川区松江六丁目3番14号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類	4.82(t/日)	5.05(t/日)	平成24年12月27日		
	紙くず	5.00(t/日)				
	木くず	4.86(t/日)				
	繊維くず	4.89(t/日)				
	ゴムくず	4.95(t/日)				
	金属くず	5.98(t/日)				
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	5.57(t/日)				
圧縮梱包	廃プラスチック類	144.8(t/日)	205.5(t/日)	平成24年12月27日		
	紙くず	132.8(t/日)				
	木くず	213.6(t/日)				
	繊維くず	148.8(t/日)				
	ゴムくず	268.0(t/日)				
	金属くず	457.6(t/日)				

(以下余白)